

「インドネシア：海外への支払に租税条約を適用する際の新規則」

～海外支払先の居住者証明に一部支払い先の居住国発行のフォームを認める～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府国税庁は、2010年1月1日実施の「租税条約による軽減税率を利用して、利子・配当・ロイヤリティー・サービス提供による収入等を海外に支払を行う際に、当該源泉税率を適用する条件として義務付けた『新しく定めた居住者証明フォーム』」について、今回、一部「支払先の居住国発行のフォーム」を認めることにした。

国税局規則 No PER-24/PJ/2010、No PER-25/PJ/2010

租税条約の乱用防止の国税局規則 No PER-61,62/PJ/2009 の改定

2010年4月30日、インドネシア税務局は「海外宛の利子・配当・ロイヤリティー・サービス等の対価の支払の際の源泉税率に租税条約の源泉税率を適用する際の条件を定めた2009年11月5日付国税局規則（PER-61/PJ/2009、PER-62/PJ/2009）」を一部改訂する規則（PER-24/PJ/2010、PER-25/PJ/2010）を発表した。

大きな変更点としては、改訂前には、2010年1月1日からは、支払先（外国納税者）の居住者証明（Certificate of Domicile）をインドネシア税務局の制定フォーム（Form-DGT1、Form-DGT 2）で徴求する必要があったが、以下の条件を満たす場合、支払先の居住国が発行するフォームでの居住者証明の使用が認められた。

1. 英語で書かれていること。
2. 2010年1月1日以降に発行されていること。
3. オリジナル、もしくは源泉税徴収義務者の登録された税務署により「認証（Legalize）」されたコピーであること。
4. 少なくとも、外国納税者の名前が記されていること。
5. 権限を有する職員や、その権限を委譲されたもの、または、権限を有する当該国の税務署職員の署名、もしくは、当該国で認められた印章等と職員の名前が記されていること。

規定詳細については、インドネシア税務局のホームページご参照。

<http://www.pajak.go.id/dmdocuments/PER-24-2010.pdf>

<http://www.pajak.go.id/dmdocuments/PER-25-2010.pdf>

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

《 関連レポート 》

No. 211 「インドネシア：海外への支払に租税条約を適用する際の新規則」 2009年12月24日

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。